

資料1 令和8年第1回定例会 個人質問資料 無所属（市民クラブ）工藤 篤

【出典】令和6年6月12日判決言渡 令和5年（行ウ）第2号 公文書一部  
非公開処分取消請求事件から抜粋（下線は、質問者）

（別紙3）「当事者の主張の要旨」中の被告の主張

- (1) 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、市民の生命・身体及び財産に重大な侵害が加えられる蓋然性がある等、公開により達成される公益が公開によって生じる不利益を明らかに優越する場合をいうところ、本件公文書の公開はかかる場合に該当しない。
- (2) この点を措くとしても、論文等の言語的表現について著作物性を認めていること（著作権法10条1項1号）や、本件公文書は森元の専門的知識、取引経験、ノウハウや地域性等の個性が表れた著作物であることから、本件公文書が要保護性の低い著作物であるとはいえないこと、本件不動産の売買契約の締結等についての住民監査請求や住民訴訟の期間を徒過しており、本件公文書を公開しても知る権利や住民自治に資さないこと、本件不動産の売却価格は、売却に当たっての買主に不利な諸条件（本件不動産が有する歴史的・文化的価値の保存、指定用途に20年間供すること、所有権移転及びその他の権利設定の20年間の禁止、引渡日から20年間の再売買予約の仮登記等）を踏まえ、政策的判断を基に決定されたものであるから、本件公文書は本件不動産の売買代金の適正性等を判断するための資料として重要ではないこと、原告が指摘する新聞報道は被告自ら本件不動産を管理すべきであるとして売却に反対する内容等本件不動産の管理方法に関するものがほとんどであり、売却価格を問題視するものではなく、本件不動産の売却価格について被告市民の関心が高いとは言えないことからすれば、「公益上特に必要があると認めるとき」に該当しない。

### 第3 当裁判所の判断（抽出）

- (2) 本件公文書に森元の専門的知識、取引経験、ノウハウや地域性等の個性が表れていても、本件公文書の公表権を保護する必要性が高いとは認められないこと。

公開によって達成される公益が市民の生命・身体及び財産に匹敵するものである必要はないこと及び本件公文書の公開によって達成される公益が非公開によって保護される利益を明らかに上回っていること。

住民監査請求や住民訴訟は、住民自治を達成する手段の一つに過ぎず、これらの手段を採れないからといって、住民自治の要請が無くなるわけではない。

新聞報道の内容が必ずしも売却それ自体に注目したものでなかったとしても、本件不動産に関する報道が多数報道されていること自体、本件不動産の管理・処分に関する被告住民の関心の高さをうかがわせるし、真に本件不動産の売買代金の適正性を判断するための資料として重要であるか否かは、本件公文書の公開を受けた後に公開請求者が判断すべきことである。